

平成 27 年分収支報告に係る政治資金監査報告書について
 (総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分)

I. 政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果 (全体概要)

【総務大臣分】

区 分	団体数	割 合
調 査 団 体 数	7 6 6 (前回 760)	
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	7 4 9 (前回 734)	9 7 . 8 % (前回 96.6%)
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	6 (前回 4)	0 . 8 % (前回 0.5%)
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	1 1 (前回 20)	1 . 4 % (前回 2.6%)
(4) (2)及び(3)が複合したもの	0 (前回 2)	0 . 0 % (前回 0.3%)

【都道府県選管分】(Q1関係)

区 分	団体数	割 合
調 査 団 体 数	2, 1 5 8 (前回 2,332)	
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	2, 1 1 3 (前回 2,287)	9 7 . 9 % (前回 98.1%)
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	9 (前回 6)	0 . 4 % (前回 0.2%)
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	3 6 (前回 39)	1 . 7 % (前回 1.7%)
(4) (2)及び(3)が複合したもの	0 (前回 0)	0 . 0 % (前回 0.0%)

【参考：総務大臣分+都道府県選管分】

区 分	団体数	割 合
調 査 団 体 数	2, 9 2 4 (前回 3,092)	
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	2, 8 6 2 (前回 3,021)	9 7 . 9 % (前回 97.7%)
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	1 5 (前回 10)	0 . 5 % (前回 0.3%)
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	4 7 (前回 59)	1 . 6 % (前回 1.9%)
(4) (2)及び(3)が複合したもの	0 (前回 2)	0 . 0 % (前回 0.1%)

Ⅱ. 政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果内訳（総務大臣分）

1. 全体概要

区 分	団体数	<参考>H26
平成26年分の収支報告書に併せて政治資金監査報告書の提出があった国会議員関係政治団体	766	760
記載例(1)の内容で提出されたもの (うち収支報告書に支出が計上されていないもの)	707 (13)	676 (11)
記載例(4)の内容で提出されたもの	42	58
記載例(2)の内容で提出されたもの	6	4
記載例(3)の内容で提出されたもの	11	20
記載例(2)及び(3)の内容の複合形で提出されたもの	0	2

(参考) 前回の政治資金監査報告書において指摘事項のあった団体の状況

平成26年分	団体数	}	→	平成27年分	団体数
記載例(2)	4			記載例(1)	1
				記載例(4)	0
				記載例(2)	3
				記載例(3)	0
				記載例(2)&(3)	0
平成26年分	団体数	}	→	平成27年分	団体数
記載例(3)	20			記載例(1)	15
				記載例(4)	0
				記載例(2)	0
				記載例(3)	5
				記載例(2)&(3)	0
平成26年分	団体数	}	→	平成27年分	団体数
記載例(2)&(3)	2			記載例(1)	1
				記載例(4)	1
				記載例(2)	0
				記載例(3)	0
				記載例(2)&(3)	0

2. 個別事項別件数

(1) 会計帳簿に記載不備があったもの

指 摘 事 項	件 数	<参考>H26
① 支出を受けた者の氏名	2	1
② 支出を受けた者の住所	5	5
③ 支出の目的	1	2
④ 支出の金額	0	1
⑤ 支出の年月日	1	2
計	9	11

※ 複数の指摘事項がある団体があるため、上記の指摘件数の計と指摘団体数とは一致しない。

(2) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの

指 摘 事 項	件 数	<参考>H26
① 領収書等亡失等	9	17
② 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費	2	3
③ 当該団体に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載	0	1
計	11	21

3. 政治資金監査の実施場所

区 分	団体数	<参考>H26
① 主たる事務所で実施したもの	609	608
② 主たる事務所以外の場所で実施したもの	157	152
	(20.5%)	(20.0%)

Ⅲ. 政治資金監査報告書の記載不備等の状況（総務大臣分）

1. 共通部分（形式審査時の指摘例等）

①あて名、氏名等

- ・ 誤った国会議員関係政治団体名を記載していた
- ・ 誤った登録番号を記載していた

②「1 監査の概要（1）～（3）」

- ・ 収支報告書提出の根拠規定の記載誤り
- ・ 監査対象書類の記載誤り
- ・ 監査対象期間の記載誤り

2. 「1 監査の概要（4）」（主たる事務所以外の場所で実施 157団体 H²⁶ 152団体）

① マニュアルで例示している理由以外の理由が記載されていたもの

31団体 <参考>H²⁶ 42団体

区 分	件数	<参考>H ²⁶
・ 効率的な実施のため	14件	22件
・ 監査に時間を要するため	2件	2件
・ 遠隔地であるため又は監査人の事務所が近いため	3件	5件
・ 会計帳簿等の関係書類を他の事務所等に保管しているため	8件	6件
・ 書類が少ないため	0件	2件
・ 監査人自身の怪我等のため	1件	1件
・ その他	3件	4件

※ 複数の理由を記載している団体があるため、件数の合計と該当団体数は一致しない。

注) マニュアルにおいて例示している理由

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合

② 具体の場所及び住所が記載されていないもの 10団体 <参考>H26 13団体

区 分	件数	<参考>H26
・「監査人の事務所」、「議員会館」、「会計責任者の事務所」との記載又は他の政治団体名の記載にとどまり、住所の記載がないもの	3団体	4団体
・住所のみ記載しているもの	7団体	9団体
・場所も住所も記載していないもの	0団体	0団体

3. 「2 監査の結果」

(1) 第1号監査事項（保存対象書類の確認） <参考>H26

①保存されていた書類が列記されていないもの	5件	5件
うち「会計帳簿等の関係書類」と記載されているもの	5件	5件
②保存されていないはずの書類が明記されていたり、保存されているべき書類が明記されていないなど、用語の使い方が不正確なもの (支出がゼロにもかかわらず、「領収書等」などが列記されているものや、支出があるにもかかわらず「領収書等」などの関係書類の記載がないもの 等)	60件	63件
③その他記載例以外の記述		
・「少額領収書等の宛名についての助言」など記載例にそぐわない記載	12件	6件
・普通預金通帳など、監査対象書類以外の書類を記載	1件	1件
・旧記載例と現記載例の監査対象書類が混在	1件	0件
・監査対象書類を重複して記載	1件	0件
・書類名の誤り	24件	22件

(2) 第2号監査事項（会計帳簿の必要記載事項の確認） <参考>H26

記載例以外の記述		
・支出の状況が記載されていた旨が記載されていない	1件	0件
・「記載されているか不明」と記載	1件	0件
・支出のない旨の記載	2件	0件
・会計帳簿を「会計帳簿等の関係書類」と記載	1件	1件

(3) 第3号監査事項（収支報告書の必要記載事項の確認） <参考>H26

①保存されていないはずの書類が明記されていたり、保存されているべき書類が明記されていないなど、用語の使い方が不正確なもの (支出がゼロにもかかわらず、「領収書等」などが列記されているものや、支出があるにもかかわらず「領収書等」などの関係書類の記載がないもの 等)	54件	60件
②列記された書類が(1)に記載された保存書類と異なるもの	26件	24件

③その他記載例以外の記述		
・「収入及び支出がないという状況が表示されていた」と記載	2件	0件
・「領収書の支出の目的の記載不備が一部に見られた」と記載	1件	0件
・「表示されていたかについては不明」との記載	1件	0件
・会計帳簿等、監査対象書類の状況が表示されていた旨の記載	0件	1件
・書類名の誤り	24件	29件
・「会計帳簿等の関係書類」と記載	2件	2件
・監査対象書類を重複して記載	1件	0件
・振込明細書の有無について記載	1件	0件
・解散団体に係る収支報告書提出の根拠規定の記載誤り	2件	3件

(4) 第4号監査事項（徴難明細書等の必要記載事項の確認）

〈参考〉H26

①(4)の記載がないもの	0件	1件
②保存されていないはずの書類が明記されていたり、保存されているべき書類が明記されていないなど、用語の使い方が不正確なもの (支出がゼロにもかかわらず「徴難明細書」などが会計帳簿に基づき記載されていたとするもの 等)	75件	61件
③(1)及び(3)の記載との関係で形式的に整合的でないもの	16件	9件
④その他記載例以外の記述		
・「上記のとおり領収書等を徴し難かった支出の明細書も存在していない」と記載	1件	0件
・領収書等を徴し難かった支出はなかった旨の記載	1件	3件
・徴難明細書等が「保存されていないため会計帳簿に基づいて記載されているか不明」と記載	1件	0件
・「徴難明細書等の該当項目は無かった」と記載	1件	1件
・「会計帳簿等の関係書類についての支出の明細等は適正に記載されていた」と記載	2件	2件
・「支出がないため存在しなかった」と記載	1件	0件
・書類名の誤り	30件	19件
・振込明細書の有無について記載	5件	8件

(5) その他（「(5)」など任意の追記）

なし

4. 「3 業務制限」

なし

IV. 提出書類全般に係る不備等の状況（総務大臣分）

1. 収支報告書（支出部分）

- ・ 支出項目の誤り
- ・ 様式（その14）～（その16）のいずれか又はすべての添付漏れ
- ・ 政治団体設立前・解散後の支出を計上
- ・ 支出先住所の記載漏れ・記載誤り
- ・ 支出年の記載誤り

2. 収支報告書以外の提出書類

- ・ 領収書等の写しなど収支報告書と併せて提出する書類の添付漏れ
- ・ 提出書類の必要記載事項の記載漏れ
- ・ 領収書等の写しの編纂がずさんで、各支出との対応関係が分かりにくい
- ・ 支出の一覧表及び残高証明書等、提出する必要のない書面の提出

V. 政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果内訳（都道府県選管分）

[注] 以下の質問項目によっては、感想にとどまっている回答が含まれることに留意。

1. 政治資金監査報告書の記載内容について

Q 2. 政治資金監査報告書の「1 監査の概要」の中で、不備等を指摘する事項はありましたか？

	(単位：選管数)	<参考>H⑥
●なかった	28	32
●あった	19	15
収支報告書提出の根拠規定（法第12条第1項又は法第17条第1項）が正しく記載されていなかった	7	8
監査の概要の（1）及び（3）に記載する書類が正しく記載されていなかった	5	11
その他	9	7
（主なもの） <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査対象年の記載誤り（26年と記載されていた等）。 ・ 文言の誤り（団体名、用語の省略等）。 ・ （1）において、「収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該」の記載漏れ。 ・ （1）において、「すべての期間」という記載が「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで」となっている（旧マニュアルの文言を使用）。 ・ （4）において、主たる事務所以外で監査を実施した場合、その理由及び住所等の未記載。 		

Q 3. 政治資金監査は、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行われなかった場合、主たる事務所で行われなかった理由を明らかにした上で、実施場所については住所を併記することにより具体的に特定して、政治資金監査報告書の「1 監査の概要（4）」に記載しなければなりません。

国会議員関係政治団体の主たる事務所で行われなかった政治資金監査のうち、その理由について、記載例の（注）で示された理由と異なる理由が記載されていた（若しくは理由が記載されていなかった）ものはありましたか？また、住所が併記されていないものはありましたか？

	(単位：選管数)	<参考>H⑥
●すべての政治資金監査が主たる事務所で行われていた	8	10
●主たる事務所で行われなかった政治資金監査があった	39	37

※主たる事務所で行われなかった政治資金監査があったとする団体について

(単位：選管数)

〈参考〉H26

●理由について		
理由はすべて記載例に従って記載されていた	26	25
理由が記載例と異なる記載となっていたものがあった	8	4
(主なもの) ・登録政治資金監査人が判断した旨の未記載。 ・「会計帳簿及び領収書等が紛失しないようにその措置が講じられていること等を勘案して」との記載があった。 ・「解散により主たる事務所において、円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇が判断したため」との記載があった。 ・「〇〇〇〇に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在しないため、私の事務所で政治資金監査を行うことが適当であると私が判断したため」との記載があった。 ・「会計責任者等が議員会館に通常勤務していることから議員会館でおこなった」との記載があった。 ・「効率的な実施のため」としか記載のないものがあった。 ・「会計責任者である〇〇が会計帳簿等の関係書類を所持・管理しており、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を避けるため、会計帳簿等の関係書類を所持・管理している〇〇税理士事務所(〇〇市〇〇町〇—〇)において行った」との記載があった。 ・「主たる事務所が遠距離であるために、監査人の事務所で実施する」との記載があった。 ・「この政治資金監査は、〇〇〇〇の主たる事務所での作業に時間的制約があり、円滑な政治資金監査の実施が困難である」との記載があった。		
理由が記載されていないものがあった	7	8
●実施場所の記載について		
主たる事務所以外での実施場所はすべて記載されていた	36	34
実施場所が記載されていないものがあった	3	2
●住所の記載について		
住所はすべて記載されていた	29	23
住所が記載されていないものがあった	10	13

Q4. 政治資金監査報告書の「2 監査の結果」の中で、不備等を指摘する事項はありましたか？

(単位：選管数)

〈参考〉H26

●なかった	23	25
●あった	24	22
記載例(1)～(4)共通		
保存されていないはずの書類が記載されていた、又は保存されているべき書類が記載されていなかった	22	14
監査の結果の(1)及び(3)に記載される書類は同		

一となるべきにもかかわらず異なる書類が記載されていた	2	3
「領収書等を徴し難かった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」が存在しなかったため、監査の結果の(4)を削除していた	3	10
その他	2	5
(主なもの) ・「領収書等を徴しがたかった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書」とすべきところ「領収書等を徴しがたかった支出の明細書等」との省略した記載があった。 ・(1)に「領収書等を徴し難かった支出の明細書～」が保存されていたと記載されているにも関わらず、(4)では同一の書類について存在しなかったとの矛盾した記載があった。 ・(4)の記載がなかった(徴難明細書の添付はあり)。		
記載例(2)		
会計帳簿に記載不備があった事項(支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち該当する事項)が具体的に明記されていなかった	1	1
記載例(3)		
領収書等の亡失等があるにもかかわらず、領収書等亡失等一覧表が添付されていなかった	1	1
(別記)に、「領収書等亡失等一覧表」、「支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費」、「当該団体に対して発行されたとは推認されない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの」以外の事項が記載されていた(又は何も記載されていなかった)	1	1

Q5. 選挙管理委員会の立場として、登録政治資金監査人に対してアドバイスや改善を促したい点等がありますか？

(単位：選管数)

<参考>H26

●ない	34	34
●ある	13	13
(主な意見等) ・形式的不備(計算誤り、表間・領収書との突合等)が多く、より厳格な監査の実施、確認の徹底をお願いしたい。 ・監査報告書の記載内容も支出先がゼロであるにもかかわらず、領収書等が保管されていたなどと事実と相違すると思われる記載が散見されるため、監査をしっかりと行っていただきたい。 ・「2 監査の結果」について、政治資金適正化委員会で示している全ての書類があるパターンひな形をそのまま使用するのではなく、書類の有無によって、ひな形の内容を適宜修正・削除の上、報告書を作成してほしい。 ・監査報告書をA3で出力して提出している場合がある。		

- ・記載例欄外の記載の注意事項まで記載している場合がある。
- ・従前の記載例からの変更点が修正されていない報告書が多数みられる。最新の政治資金監査マニュアルに沿って監査を行うよう徹底してもらいたい。
- ・政治資金監査マニュアルP27記載の「19. 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めること」の徹底。

2. 収支報告書及び当該報告書と併せて提出する書類について

Q6. 収支報告書の「支出」に関する箇所について不備等を指摘する事項はありましたか？

(単位：選管数) <参>H26

●なかった	25	26
●あった	22	21
支出項目が間違っていた	6	8
様式(その14)～(その16)のいずれか又はすべてについて添付漏れがあった	10	9
その他	14	12
(主なもの) <ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書の日付、住所、氏名と領収書との不一致・記載漏れ。 ・領収書に受領者の住所が記載されていない場合、住所欄が空欄となっていた。 ・誤字、脱字、文字切れ、転記ミス、同一者への支出が連続する場合に番地が1ずつ増加等のミス等が散見された。 ・(その13)の備考欄に本部・支部への支出の額が記載されていなかった。逆に、本部・支部への支出でないものが記載されていた。 ・(その15)の「項目別区分」欄に記載する項目名が正しく記載されていなかった。 ・名称に支部と付いているが政治団体届出がない団体への支出が(その16)に計上されていた。 ・(その15)と(その16)とで日付や住所等が不一致。 		

※「あった」とする団体について

(単位：選管数)

不備等を指摘した団体の割合	1～3割	4～6割	7～10割	計
平成26年分に比し				
減っている	3	2		5
ほとんど変わらない	14	1	2	17
増えている				
小計	17	3	2	22
不明				0

Q 7. 収支報告書と併せて提出する書類について不備等を指摘する事項はありましたか？

(単位：選管数)

<参考>H26

●なかった	17	22
●あった	30	25
領収書等の写しなどの書類の添付が漏れていた	20	21
書類の必要記載事項の記載が漏れていた	17	13
領収書等の編さんがずさんで、各支出との対応関係が分かりにくかった	13	13
その他	5	4
(主なもの) ・収支報告書に記載のない領収書が添付されていた。 ・領収書のコピーが薄く、日付や金額が確認できなかった。 ・領収年の未記載又は誤記載があった。 ・領収書の支出の目的が未記載又は不明確な記載がみられた。 ・領収書ではなく請求書、納品書等が添付されていた。 ・第15号様式が収支報告書本体に編綴されていた。 ・第15号様式に会計責任者印がないものがあった。 ・第15号様式の項目名や日付が(その14)又は(その15)と不一致。 ・第16号様式の項目名が不適切。 ・振込明細書が添付されているが、第16号様式の提出がなかった。		

3. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について (※回答時点の状況)

Q 8. 収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体はありましたか？

ある場合、収支報告書の支出の訂正の時点又はその後において、登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたか？

また、収支報告書の支出の内容について訂正があったにもかかわらず、登録政治資金監査人の確認を受けなかった政治団体はありましたか？

(単位：選管数)

<参考>H26

●なかった	28	25
●あった	19	22
登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体があった	3	7
収支報告書の支出の内容について訂正があったにもかかわらず、登録政治資金監査人の確認を受けなかった政治団体があった	16	15

Q 9. 領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じた政治団体はありましたか？

ある場合、登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたか？

(単位：選管数) <参考>H26

●なかった	4 3	4 5
●あった	4	2
登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体があった	1	1

Q 10. 政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤りがあったため、訂正後の政治資金監査報告書を提出した政治団体はありましたか？

(単位：選管数) <参考>H26

●なかった	3 5	3 1
●あった	1 2	1 6

4. 少額領収書等の写しの開示制度について

Q 11. 少額領収書等の写しについて、昨年度、開示請求はありましたか？

(単位：選管数) <参考>H26

●なかった	1 2	1 1
●あった	3 5	3 6
公序良俗に違反するため不開示とした案件があった	0	0
政治資金適正化委員会が具体的指針として示した事項以外で、公序良俗違反として検討すべきと考えられる事例があった	0	0

注) 具体的指針において権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるもの具体的には、開示請求の目的が、次に掲げることにあると明らかに認められる場合

- ① 開示請求を受けた少額領収書等の写しを準備するための事務をさせることにより、行政機関又は国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させること
- ② 開示された少額領収書等の写しに記載された情報を使用して犯罪行為を行うこと
- ③ 開示された少額領収書等の写しを改ざんして使用すること

5. その他

Q12. 政治資金適正化委員会に対する主な意見、要望等

(1) 政治資金監査制度に係るもの

(単位：選管数)

<ul style="list-style-type: none">政治資金監査報告書の確認事項が細くなる一方で、監査人が作成する監査報告書の様式について、ひな形や記載例は示されているものの、団体ごとに記載内容が異なり、細かい部分までチェックするのに時間を要している。統一様式として、監査報告書の様式を本照会のようなチェック形式(必須事項)+その他事項欄としてはどうか。	1
---	---

(2) 登録政治資金監査人に対する研修や適正な監査の周知徹底に係るもの

(単位：選管数)

<ul style="list-style-type: none">平成27年分の要旨公表後においても、監査を受けた政治団体から支出の内容に誤りがあり、収支報告書を訂正した事例が複数あったので、引き続き、収支報告書の確認を政治資金監査人にご指導願いたい。	1
<ul style="list-style-type: none">監査報告書の記載例が変更されているにも関わらず、変更前の記載例のまま提出されるケースが多数みられるため、最新の政治資金監査マニュアルを使用し、適正に監査を行うよう政治資金監査人に対し、周知徹底をお願いしたい。	1
<ul style="list-style-type: none">平成27年分も計算ミスや領収書との支出年や金額の不突合により支出総額を修正する団体が相当数あった。監査の信頼性に疑念を禁じ得ないため、研修での具体事例の紹介や該当の団体への個別指導等により、改善をお願いしたい。	1

(3) 少額領収書等の開示に係るもの

(単位：選管数)

<ul style="list-style-type: none">少額領収書等の開示請求により、事務に著しい支障を及ぼす恐れがあるが、過去の事例等もなく、判断が非常に困難である。どのようなケースが「権利の濫用又は公の秩序若しくは善良な風俗に反すると認められる場合」に該当するか具体的にお示しいただくとともに、負担軽減のための是正に向けた検討をお願いしたい。	1
---	---

(4) その他

(単位：選管数)

<ul style="list-style-type: none">一般的には、政治資金監査人が適正な監査を行っており、平成27年12月25日付け政適委第371号「政治資金監査報告書の記載等に係る報告」で、一定、確認も行われていることから、本件のような類似の調査は負担も大きく、都道府県選挙管理委員会に対する調査の見直しをしていただきたい。	1
--	---

VI. 調査結果を踏まえた対応

今回の調査の結果、総務大臣及び都道府県選挙管理委員会に提出された平成27年分収支報告に係る政治資金監査報告書において、一部ではあるが、その記載内容等について、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱等したものが見られた。

また、都道府県選挙管理委員会からは、個別の登録政治資金監査人に対する指導の徹底などの意見が寄せられている。

このため、今回の調査結果等も踏まえ、当委員会として、政治資金監査報告書の記載状況等の改善を図るために、政治資金監査の質の向上を目的とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組を進めていくとともに、フォローアップ研修（実務向上研修）に関して、引き続き内容の充実等に取り組むこととする。具体的な対応としては以下のとおり。

（1）個別の指導・助言の取組

個別の指導・助言の取組は、総務省及び都道府県選挙管理委員会に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して、直接当委員会から個別に指導・助言を行うものである。本取組では、収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があるものや、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられるもの等について、原則として個別の指導・助言の対象としているところであるが、今回の調査結果において都道府県選挙管理委員会等から示された事例や意見等も踏まえながら、本取組を継続し、政治資金監査のより適確な実施を図る。

（2）フォローアップ研修（実務向上研修）における研修内容の充実

フォローアップ研修（実務向上研修）については、参加者アンケートにおいて高い評価を得ていることから、基本的な構成は維持しながら、政治資金監査の実務に関する参加者の理解がより深まるよう、研修資料の解説部分について、記載の重点化を図るとともに、演習問題については、今回の調査結果において実際に把握した誤り事例や参加者からの問い合わせの多い事例等を取り上げ、問題数を増やすなど内容の充実を図る。

（3）会計帳簿・収支報告書作成ソフト等の周知

総務省がホームページで無償で提供している会計帳簿・収支報告書作成ソフトについては、これまでも所管庁等による周知によって普及してきてはいるが、いまだ収支報告書上の計算誤り等が散見されるとの今回の調査結果等を踏まえれば、金額の小計・合計の自動計算機能等を有する同ソフトの一層の普及が求められる。

当委員会としても、これまでにフォローアップ研修（実務向上研修）等において、同ソフトを紹介し、その活用を求めてきたところであるが、引き続き同ソフトの概要等を示した資料を研修資料に挿入し、同ソフトのより一層の普及促進を図ることとする。なお、これに関連して、収支報告書や政治資金監査報告書等をオンラインで申請するための政治資金関係申請・届出オンラインシステムについても周知を図るべく、引き続き資料に盛り込むこととする。